

入札説明書

この入札説明書は、令和8年2月3日付け令和7年地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所告示第2号により公告した一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 小高 咲

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品の購入

「イオンクロマトグラフ（産業用）一式及びイオンクロマトグラフ（環境用）一式」

(2) 契約の目的の仕様その他の明細

別紙1-1 「要求仕様書（イオンクロマトグラフ（産業用）」のとおり

別紙1-2 「要求仕様書（イオンクロマトグラフ（環境用）」のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月30日（月）

(4) 納入場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所

産業用：工業試験場棟2階 209-1 精密分析機器室

環境用：本館2階 環境保全部研究室（1）

3 入札に参加する者に必要な資格

告示のとおり

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

告示のとおり

5 契約条項を示す場所

告示のとおり

6 入札執行の場所及び日時

告示のとおり

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第9条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、取扱規則第37条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

8 送付による入札の可否
告示のとおり

9 契約書作成の要否
告示のとおり

10 その他

(1) 無効入札

開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所 総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
電話番号 011-747-3524

(6) 前金払はしない。

(7) 概算払はしない。

(8) 部分払はしない。

(9) 入札回数

取扱規則第16条に基づく再度入札の回数は、1回までとする。

(10) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下、「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。